

東陵学園いじめ防止基本方針

伊万里市立東陵学園

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであり、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという基本的認識に立ち、学校全体で組織的に対応していくよう「いじめ防止基本方針」を策定し、すべての教職員がこの基本方針に則り、いじめ防止やいじめの解消を図り、生徒が安心して学ぶことができる学校環境を整えるものとする。

また、いじめ問題は、学校だけで対応していくのではなく、生徒を取り巻く学校・家庭・地域がそれぞれのもつ役割を明確にし、一体となって、取り組むことが重要であるとともに、思いやりのある心豊かな地域づくりに努めることが必要であることから、「伊万里市いじめなし都市宣言」のまちづくり推進計画の基本方針や「伊万里市いじめ防止基本方針」等により学校等の組織や体制を整え、人権・同和教育の視点を踏まえ、いじめ防止等のための対策を効果的に推進していく。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

4 いじめ防止対策のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成メンバー

いじめ防止対策委員、校長、教頭、指導教諭、生徒指導主事、児童生徒支援教員、教育相談担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が指名するもの

(3) 活動

- ・いじめの実態把握や早期発見に関すること
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・上記に関する検証及び学校の基本方針等の見直しを行うこと
- ・その他

(4) 開催

各学期1回を原則とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

5 いじめ防止に関する措置（未然防止）

(1) 全教職員がいじめ防止等について十分に認識し、定期的なアンケートや聞き取り調査の実施、専門家からの助言など家庭・地域・関係機関等と連携して、いじめの早期発見・早期対応を図る。

(2) 教育相談担当やスクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を充実させ、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図り、重大事態とならないような体制づくりを行う。

(3) いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為や人権に関する重大かつ深刻な課題であることなどについて生徒に十分に認識させるとともに、主体的にいじめ防止等に取り組むよう学級活動や生徒会活動の支援を行う。

(4) 教育活動全般を通して以下の取組を行う。

ア 生徒理解に努め、基本的な生活習慣の定着、規範意識の高揚、仲間づくりに努める。

イ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、社会性の育成や自己有用感、自己肯定感の高揚を図るために支持的風土の学年・学級づくりに努める。

ウ 自己を指導する力を育むために、生徒指導の3つの機能を授業や学校生活の場で生かしていく。

<生徒指導の3つの機能>

- ① 自己存在感を与えること
- ② 共感的人間関係（人間的ふれあい）を基盤にすること
- ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

6 いじめに対する措置（いじめ発生時）

(1) 被害生徒への対応

ア 生徒や保護者アンケート等から、いじめを発見・通報を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織に情報を共有する。

イ 対策組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。

- ウ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- エ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導に努めるとともに、指導の記録をとる。
- オ 保護者に対して事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解が得られるよう努める。
- カ 被害生徒を守るために全職員で確実に事実や情報を共有し、サポートチームを編成するなど全教職員で解決に向けた支援を行う。
- キ 養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感を持たせる場の提供に努める。
- ク 緊急避難として欠席した場合には、家庭学習の支援に努める。
- ケ 面談や家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感を持たせる。
- コ 事実関係を教育委員会に報告する。

(2) 加害生徒への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境の構築に努める。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 保護者に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。

(3) 再発防止への取組

- ア 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- イ いじめが起きた集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ウ 学校公開の実施や意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有し、地域ネットワークを活用していく。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態は、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(令和7年4月1日作成)